

## 第 21 期第 41 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 6 年 7 月 17 日 (水) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「5 B 会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

- (1) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について (資料 1)

#### 2 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について (資料 2 - 1、2 - 2)

#### 3 その他

- (1) 令和 6 年 10 月の委員会開催日程について  
(2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男
- 遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
- 学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、中川技師

## 議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長  
(井貫会長)

それでは、ただいまから第41回の委員会を開会いたします。

指示事項が1件、協議事項が1件とその他となっております。

議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。篠本委員、本多委員よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず指示事項(1)の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理

【資料1に基づき説明】

議 長

今事務局から説明がありましたが、まず内容について議論していただいて、期間についてはその後で改めて議論するという形にしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

では内容について、何か御質問、御意見ありましたらお願いたします。

津谷委員

資源保護ということで、稚貝の乱獲を防ぐということは、多分短い年度で行うべきことではなくて、東京都がやっておられるように、本来であれば漁業調整規則の中にも入れてしまって、規制するのが本来の筋なのかなという気がしますので、複数年化ということは賛成です。

これは調整規則の方で神奈川は入れないで、あえて委員会指示の方に入れたという経緯を御説明していただけますでしょうか。

議 長

期間の議論は後でしたいと思うのですが、まず内容の指示をしていいかどうかを議論していただいて、その後、期間についてどうかという議論をしたいです。よろしいですか。

津谷委員

分かりました。指示自体については賛成です。

議 長

他に指示の内容について何かございますか。

特にないようですので、指示についてはよいということで、期間についての議論を続けます。

津谷委員

先ほどの御回答をいただければと思います。あえて調整規則に入れなくて、委員会指示でやってきた理由は何かありますでしょうか。

- 水) 中川技師 水産課中川から答えさせていただきます。県の漁業調整規則では、神奈川県全域で、どういった漁法の制限をするのですとか、水産動植物の採捕の制限をするのですとか、そういったものを定めるものでございます。
- 一方で、この漁場管理委員会指示というのは、局所的なのですとか随時的な制限を定めるものでありますので、この多摩川におけるしじみの採捕の制限というのは、神奈川県内でしじみが実際に採捕されている区域が多摩川の河口域に限られるということで、委員会指示で制限するのが妥当だと考えております。
- 議長 よろしいですか。
- 津谷委員 東京と神奈川の例を見せていただいているのですけれども、他県ではどうなのでしょうか。
- 事) 河野主事 内水面事務局の河野から回答いたします。しじみの採捕に関する委員会指示ですと、本県と東京都以外には、しじみ搔き漁法等の底引き網漁をする場合の届出を規定する岐阜県の指示がございます。期間は1年間となっております。委員会の指示としてはこれら以外には存在しない状況です。
- 津谷委員 先ほど2年というお話なのですが、令和10年の漁場計画でまた再考するということだと、期間を令和10年までにしてしまうというのはどうなのでしょうか。
- 事) 荒井代理 はい。そういった考え方もあるかと存じますけれども、今回は初めてということもありまして、まずは2年で複数年化をしまして、その効果も見ていきたいと考えております。その上で2年後に、さらに2年延長して、漁場計画の制定に合わせるということで、御提案させていただきました。
- 津谷委員 わかりました。途中で場合によっては、状況を見て解除するかもしれないということがあり得るからそういうことになると思うのですけれども、解除するということが考えられるのかなというのはありまして、そういう事情というのは想定されるのでしょうか。
- 事) 荒井代理 確かに解除が難しいかもしれないのですけれども、今回初めての試みですので、一旦2年で効果を見させていただきたいということでございます。
- 議長 他に、御意見はないでしょうか。とりあえず2年で、5年もあり、10年もありとすると、この審議をしない委員が結構出てくるわけですね。ここは4年の任期ですから、その間に全然議論していない人が出てくるというのは、よいのだろうかという気がいたします。そうすると、2年と1年とどう違うのかということもありますが、どうなのでしょう。
- 事) 荒井代理 確かに委員の任期が4年ということですので、指示の内容によっては審議

されない可能性も出てきますけれども、例えば海区で申し上げますと、もう少し長期のものもございますので、それぞれの委員の任期中にある指示について御議論いただければということで考えております。

議長

共同漁業権そのものを、審議しない委員さんもいるわけですが、私の個人的な意見としては、毎年状況を見ながら議論をしていくのでよいのかなと思っておりまして、無理して2年にしたり5年にしたりすることを考えなくてもよいのではないかと。基本、機動的にやるのが委員会指示ですよ。それを長期にしたからといって何のメリットもないような気がするのですけれども。他に何か御意見ありますか。

安藤委員

そもそもの話なのですが、第一種共同漁業権がえむし漁業ですよ。しじみは漁業権の対象外ではないのですか。

事) 荒井代理

現在は、えむしとしじみの両方になります。

安藤委員

前と変わったのですね。それと、話が逸れてしまうので後でお聞きしようかなと思ったのですが、後の調査のこととも絡んでくるので、後の方がよいのかなと思うのですが、こここのところ、採捕量がほぼ0なのです。

採捕量が0ということは、当然資源の保護対策が必要なのだらうと思うのですが、その資源の保護対策と、委員会指示の効果というのでしょうか。資源の保護対策の1つとして、この委員会指示を活用していくということ考えたときに、内容が変わるかもしれないので、期間は短くしておいて、保護対策に対応した委員会指示をまた出していくというような考えであれば、短期でもよいのかなとは思いますが。

議長

他に何かございますか。

5ページに東京都の方の委員会指示がありますが、この委員会指示は、何か期間を変えるというようなお話はあるのでしょうか。

事) 荒井代理

こちらにつきましては、特に長期化の話は聞いておりませんので、こちらについては毎年1年ごとにとということでございます。

議長

揃っていないけれどもよいという考えでやろうということですね。

事) 荒井代理

この部分に関してはそうなります。

議長

いかがでしょうか。色々な考え方があると思うのですが。

これは海区の方で、毎月1回の開催はやめるというような話を聞いたことがあるのですが、こちらの方でも毎月1回開催というのは、もうよいのではないかという話に繋がることではないのでしょうか。

山本事務局長

海区の方も、毎月1回を止めるということではなくて、たまたまその時に審議する内容がなかったということで、無理に開催をしてお手間を取らせ

ることになってしまいますので、会長と相談して、その回は開催するのを控えましょうということになったという経緯がございます。昨年度に1回あったという程度でございます。

議長 内水面委員会でも、何の議題もない時には視察にあてることは何回もありましたね。

山本事務局長 コロナの関係で現場に行くというのはできなかったということが時期的にあったものですから、できれば視察に行ったり、指示を出している場所を確認に行ったりということが本来はあるべきですので、特段議題がないということはないと思うのですけれども、現場を見に行くといったことも合わせて、委員会を運営していければと考えております。

議長 そういったことは考えなくてよいということですね。

それから次の議題とも関連するのですけれども、委員会の承認書が、今日の場合には委員会指示が継続された場合には、令和7年7月31日まで延長するとなっています。2年にすると、今年はこの文言がなくなって、来年はまたこの同じような文言としなければならないというのがありますね。

山本事務局長 今回指示の期間を延ばすというのは、資源保護ということが変わらないだろうという観点で、そうさせていただいていますけれども、この採捕の承認については、それぞれやはり単年度ごとにやらなければいけないという認識ではあります。そういったことではないでしょうか。

議長 今は1年だから「委員会指示の有効期間が更新された場合には令和7年の7月31日まで」と言っているわけです。そうすると、2年にするとただし書きがない「承認日から令和7年の7月31日まで」という簡単な文言になるわけです。ところが来年また申請が出てくると、元の方に戻さなければいけない。かえってややこしくなるような気がしないでもないのですが、それらも踏まえて、試しに2年にしてみるというのはあるかもしれません。

事) 荒井代理 今回の申請者の承認の申請の期間が、令和7年の7月31日までということで申請が上がっておりますので、今回については仮に指示期間が2年に延びたとしても、令和7年の7月31日までの承認ということになりまして、その後引き続き申請が出るのであれば、決定された指示期間に従いまして、また申請を出していただくということになります。

議長 どうでしょうか。

安藤委員 これは業者さんの契約なので、2年間にわたる契約というのはいらないのではないですか。年度契約になっているのではないですか。

議長 契約は1年ですが、その間に委員会指示の切れるところが出てくるので、

このような文言にしているわけです。ところが来年申請が出てくると、今年はこのただし書きがいらないけれど、来年はまたつけなければならない。2年にしたからといって、どこにメリットが出てくるのかというのがあまり感じられないのですけれど。

津谷委員

先ほど、むしろ長期にした指示を出したらよいのではないかという趣旨の意見を言わせていただいたのですけれども、安藤委員がおっしゃっていたように、漁協さんの資源保護を図る取り組みとリンクして、その様子を見ながらこの委員会指示も出すべきだという趣旨があったと思うのですけれども、そういうリンクがあるのでしたら、長期ということではなくて取り組みを見ながら、1年か2年間というところは何とも言えないのですけれども、比較的短期で取り組みを見ながらその都度出すということもあり得るのかなと考えます。1年間か2年間かは何とも言いがたいところです。

議長

今まで2年というのではなくて、全部1年でやっていたから、試しに2年やってみて何か変わるかなという、試してみるという点はあると思います。ただ5年10年というのは有り得ないのではないのかなと私は思うのです。何か事務局なり水産課から御意見ないですか。

山本事務局長

長期化ということであれば、本来は調整規則への盛り込みになると思うのですけれど、エリアが限定されるため、それが難しいということで、期間だとかエリアを限定するものについては委員会指示で今までやらせていただいています。

今の委員の御審議の内容からしますと、単純に資源保護のために長期化するよりも、その状況をしっかり見ながら、都度都度判断をしていった方がいいということであれば、それがその審議の結果ということになりますので。

安藤委員

この趣旨は資源保護なのですけれど、委員会指示以外に、漁協さんや、県も都も含めてなののですけれど、しじみの資源保護でやっておられる具体的な施策ということは何かあるのでしょうか。

山本事務局長

多摩川のしじみにつきましては、組合の方から資源保護の取り組みということで要望が上がっておりまして、水産技術センター内水面試験場の方で、その調査のサポートをするということを今検討している状況です。内水面の議員連盟というところを介して上がってきていますので、県としても、対応をしていくということで今進めております。

安藤委員

そうすると、今までは、こういった土木関係の工事に係る調査会社が、被害がないかどうかという視点で、色々な調査をやってこられたのですけれど、そうではなくて、増殖の行為のための基礎になる調査をこれから始める

用意があるということでしょうか。

山本事務局長      そうですね。資源量についての調査をしてほしいという要望が上がって  
まして、それに対応するという方向で進めております。

安藤委員           増殖しようという動きはあるということですね。

山本事務局長      そうですね。はい。

議    長            どうでしょうか。長期化について検討を願って、2年でどうかと示されて  
いるわけですから、特に拒否すべき事由がなければ、試しに2年でやってみ  
ましようというのもよいかと思いますが。

山本事務局長      例えば2年にして不都合があればまた戻すですとか、そういった形で柔軟  
に対応していければと思います。

議    長            どうでしょうか。試しに2年で1回やってみるということではよろしゅうご  
ざいますか。それでは、1ページの案の指示期間を令和6年9月1日から令  
和8年8月1日までということで、指示を発動するというところでよろしゅう  
ございますか。

委員一同           (了 承)

議    長            ではそのように決定いたします。

                    続きまして協議事項(2)の「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告  
及び同採捕の承認について」を議題としますので、説明をお願いします。

事) 河野主事      【資料2に基づき説明】

議    長            事務局から説明がありました。何か御質問、御意見ありましたらお願い  
します。この個数と重量というのは、資源の復活が見えつつあるということ  
には捉えられないのでしょうか。結構取れています。何もなければよいので  
すが。他に何か御意見、御質問、ありますか。

                    特にないようでしたら、結果報告を了承して、新たな承認申請については  
19ページの案のとおり承認するというところでよろしゅうございますか。

                    ただし4の承認期間のところについては、承認日から令和7年7月31日  
までと変えた文章で、出すということでよろしゅうございますね。

事) 荒井代理      この承認を出すのが、公告より後になる予定です。

議    長            新しい委員会指示はまだ出ていないということですね。ではこれでやるし  
かないということですね。

事) 荒井代理      はい。

議    長            失礼いたしました。来年はただし書きがいらぬのですね。

山本事務局長      委員会指示の期間と、採捕の承認期間を同じように延ばす必要というのは  
特にないので、採捕については単年度ごとの承認にしておいた方がよいので

はないかと考えるのですけれども。

議長

いえ、委員会指示が1年だから、こういうただし書きがこれまでずっと必要だったのですよね。2年になったら必要なくなるのかと思ったら、まだ委員会指示が生きてないから、このままでいくしかないということです。来年の申請がもしあれば、ただし書きなしでもできるということですよ。19ページの案のとおり承認するというところでよろしゅうございますね。

委員一同

(了承)

議長

ではそのように決定いたします。

安藤委員

今の内容で決まったということをお願いなのですが、私もその多摩川のしじみ漁業の実態というのをまるで知らないのですけれども、東京都側は大田漁協さんが漁業としてやってらっしゃるのだと思うのですけれども、特に神奈川県側で、川崎河川漁協さんがしじみ漁業をどの程度どのような形でやっているのかというような御説明を、次の委員会でも次の次の委員会でもいいのですけれど、1回していただくと大変うれしいのですけれど、いかがでしょうか。

議長

よろしいですか

山本事務局長

漁業権の切替の際に、実態調査というものを行っていますので、そういった内容を御報告するというところでよろしいでしょうか。

安藤委員

そうですね。どういう実態でしじみ漁業をやっていて、実際どのぐらい採っていて、それを売っているのか売っていないのかとか、何人ぐらいやっているのかとか、現在の漁業者さんたちがどのような漁具でやっているのかとかですね。その辺を思い浮かべられるような御説明があると大変ありがたいです。

山本事務局長

承認を出している以上実態を把握しておきたいということですね。

安藤委員

そうですね。全然知らないのです、そうしていただくとありがたいです。

議長

私の記憶ではその当時、大田漁協さんは、組合員が採っていたけれども、川崎河川漁協さんの方は、専ら組合員ではない人がしじみを採って出荷しているという話を聞いていました。組合員にしたらどうかといった議論もあったと思うのですけれど、その辺含めてどうなっているのか、御説明願えればありがたいと思います。

安藤委員

こういう議論をするのに、実態が頭に入っていた方がよいのかなと思います。今後増殖をやっていくというような話にも絡んでくるので、それほど急ぐ話ではないのですけれど、御説明いただくとありがたいなと思います。よろしくお願いします。



議 長

そういうことで、宿題にさせていただきます。

議題は以上ですが、委員の方から何か御発言あればお願いいたします。よろしいですか。水産課、事務局何かございますか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。次回は8月26日の月曜日14時からの開催ですので、よろしくお願いいたします。